

令和2年第2回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和2年2月13日
開催年月日 令和2年2月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 玉川 真
閉会時刻宣告者 14時12分 事務局長 玉川 真
会長 鈴木 誠 会長職務代理 村田 茂

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	野村 五郎	11	堀口 榮一
2	櫻井 汪	12	飯嶋 辰吉
4	中川 知久	13	鈴木 誠
7	小菅 辰彦		農地利用最適化推進委員
8	村田 茂	第1区域	中井 孝志
9	坂上 良資	第2区域	高田 幸好
10	田端 久子	第3区域	染野 亘志
		第4区域	齊藤喜久夫

○遅刻委員

5 野原 新平

○欠席委員

3 福島美知子 6 高橋 満

議事参与者 事務局長 玉川 真 主任 浅見 孝典

会議件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1件について
- (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請5件について
- (3) 議案第3号 農用地利用集積計画2件について
- (4) その他

・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中をご参集していただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから農業委員会を開催いたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。今世間で騒いでおります、コロナウイルスの問題。この地区でも私の参加している直売所の催しがあったのですが全部中止となりました。非常に大変な騒ぎで、早く終結してもらいたいものです。お互いかからないように注意しながらいきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○事務局長 ありがとうございます。早速会議に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行にご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席人数は10名です。定員に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお本日の会議に欠席の届出が福島委員と高橋委員からありました。また、野原委員は遅れると連絡がありましたのでご報告いたします。

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人の指名をいたします。

1番、野村五郎委員、2番、櫻井汪委員を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議がございませんので、異議ないと認めます。よって、議事録署名人、1番、野

村五郎委員、2番、櫻井汪委員を指名します。

◎諸般の報告

○議長 ここで諸般の報告をいたします。

2月11日に、宝登山神社で建国奉祝祭があり、農業委員会会長として出席しました。

諸般の報告を終わります。

◎農地法第3条の規定による許可申請1件について

○議長 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請1件について議題とします。

農地法第3条番号1、———氏所有の農地を———氏が農地として取得するための許可申請について、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 はい。議案第1号 農地法第3条、番号1について説明させていただきます。

本件は先月議案と挙げさせていただき、決議の結果「保留」となった案件であります。申請者より書面資料提供があり、今回再度議案として挙げさせていただきました。

本日お配りした資料は先月お配りした資料からの変更点はありませんので、内容の説明は省略させていただきます。

今回、申請者より農地法第3条の規定による許可申請にあたり該当地で耕作することについて宣言書の提供がありました。内容を簡潔に説明しますと柿が植栽されている該当地を引き続き植栽し柿畑として耕作することを宣言した資料となっております。

現在お回ししています申請書に、その宣言書も添付されておりますので、併せてご確認をお願いします。

農地法3条については権利を取得するものが機械の所有状況、農作業従事者数、技術等を総合的に勘案して耕作等に供すべき農地等の全てについて効率的に利用して耕作する事が要件となっておりますので、先月のご説明と今回の宣言書の提出を加味してご審議をお願いします。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

事務局の説明を踏まえまして、担当農業委員の意見を聞きたいと思います。8番、村田茂委員の意見ををお願いします。

○ 8 番村田茂委員 8 番村田です。

先月、私が何か書面で今後、農地を効率的に使用して違反行為をしないという書面資料をもらったかどうか、という意見を言いましたが、先程、事務局の説明があったとおり、本人がそのような書類を事務局に提出したようです。

それなので、「保留」ではなく「許可」にしてはいかがかなと思います。また、事務局には今後も適正に耕作されているか気にかけていただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長 村田茂委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は農業委員会として許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。よって本件は許可することに決定決定いたしました。

◎農地法第 5 条の規定による許可申請 5 件について

○議長 議案 2 号 農地法 5 条の規定による許可申請 5 件について議題とします。

農地法 5 条番号 1、———氏所有の農地を———氏が進入路へ転用するための許可申請について審議いたします

事務局に説明を求めます。

○事務局 はい。議案第 2 号 農地法第 5 条、番号 1 についてご説明いたします。

番号 1、譲受人、住所、氏名、———、———さん。譲渡人、住所、氏名、
———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字岩田字———、地目は畑、面積は 287 平方メートルの 1 筆です。転用の目的は進入路で追認となります。権利の内容は、所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、——区内、

岩田地区コミュニティ集会所の東に約250mにある場所でございます。

次に、申請の事由ですが、長年未相続であった土地を相続登記した際に、この当地が転用許可を受けずに譲渡人の本家である田島家への進入路として利用していることがわかった。今後も進入路として利用したいことから是正するため申請したものですということでございます。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図と現況写真もごらんください。土地造成は287平方メートルです。

次に資金計画ですが、本件は贈与のため、新たな費用は発生しません。また、本件は追認の為、現在お返ししています申請書に、始末書も添付されておりますので、併せてご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。次に、その他でございますが、県立長瀬玉淀自然公園の第3種特別地域の特定地域内にあり、町道幹線34号線に接している農地でございます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

○齊藤喜久夫委員 はい。20日の日に現地確認を行いました。申請にあるとおり相続登記の際に判明したということで、是正申請でございますのでやむを得ないのかなと思います。以上です。

○議長 齊藤喜久夫委員の説明が終わりました。続いて、農業委員の説明をお願いします。

6番、高橋満委員は欠席なので代わりに事務局説明をお願いします。

○事務局 はい。

高橋委員さんは本日欠席ですが、説明内容について事前にお話をいただいておりますので事務局から説明させていただきます。

2月20日に高橋委員さんと齊藤推進委員さんと事務局の私で現地確認をいたしました。高橋委員さんからは、まわりの農地に影響なく許可にあたっては特に問題はないとの意見をいただいております。以上で説明を終わります。

○議長 高橋満委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。よって本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

つづきまして、農地法5条番号2、——氏所有の農地を——氏が住宅用地へ転用するための許可申請について審議いたします

事務局に説明を求めます。

○事務局 はい。議案第2号 農地法第5条、番号2についてご説明いたします。

番号2、譲受人、住所、氏名、——、——さん。
譲渡人、住所、氏名、——、——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、岩田字——、地目は畑、面積は174平方メートルの1筆です。転用の目的は住宅用地で追認となります。権利の内容は、所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、——区内、岩田地区コミュニティ集会所の東に約250mにある場所です。

次に、申請の事由ですが、長年未相続であった土地を相続登記した際に、この当地が転用許可を受けずに住宅敷地として利用していたことがわかった。この土地に今から50～60年前に物置を作り利用していた。昨年古く危険のため取り壊し最近まで住宅用地として利用していたことから今後も住宅地として、所有権移転後も利用したいことから申請するものですということでございます。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図と現況写真もごらんください。土地造成は174平方メートルです。

次に資金計画ですが、売買済のため新たな資金の発生はありません。また、本件は追認の為、現在お返ししています申請書に、始末書も添付されておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。次に、その他でございますが、県立長瀬玉淀自然公園の第3種特別地域の特定地域内にあり、町道幹線34号線に隣接敷地で接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

○齊藤喜久夫委員 はい。こちらにつきましても20日の日に現地確認を行いました。こちらも追認の案件で相続登記の際に発覚したとのことで周りの農地への影響もないことからやむを得ないのかなと思います。以上です。

○議長 齊藤喜久夫委員の説明が終わりました。続いて、農業委員の説明をお願いします。

6番、高橋満委員の説明を事務局お願いします。

○事務局 はい。

番号2についても、高橋委員より説明内容について事前にお話をいただいておりますので事務局から説明させていただきます。

こちらにつきましても2月20日に高橋委員さんと齊藤推進委員さん、事務局の私で現地確認をいたしました。高橋委員さんからは、まわりの農地に影響なく許可にあたっては特に問題はないとの意見をいただいております。以上で説明を終わります。

○議長 高橋満委員委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。よって本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

つづきまして、農地法5条番号3、——氏所有の農地を——氏が駐車場へ転用

するための許可申請について審議いたします

事務局に説明を求めます。

○事務局 はい。議案第2号 農地法第5条、番号3についてご説明いたします。

番号3、譲受人、住所、氏名、—————、—————さん。譲渡人、住所、氏名、—————、—————さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字—————、—————、地目はどちらもち、面積は356、95、合計451平方メートルの2筆です。転用の目的は駐車場で追認となります。権利の内容は、所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、—————区内、野上駅の西側にある場所でございます。

次に、申請の事由ですが、申請地は以前より私が経営する会社の中古車展示スペースや関係車駐車場として利用しており、今後も同様に利用したい、今回の申請に至りましたということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図と現況写真もごらんください。土地造成は451平方メートルです。次に利用計画ですが、駐車場として乗用車8台。

次に資金計画ですが、—————
一。現在お返ししています申請書に、—————も添付されていますので、ご確認をお願いします。また、本件は追認の為、現在お返ししています申請書に、始末書も添付されておりますので、併せてご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、駅から300m以内にある農地であることから、第3種農地と判断されます。次に、その他でございますが、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、国道140号線、町道本中11号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 はい。中井です。

21日に農業委員の小菅さんと事務局の浅見さんと3人で現地確認をしました。この土地は国道140号線に沿った場所です。今まで使ってたようなので影響はないと思います以上です。

○議長 中井孝志委員の説明が終わりました。続いて、農業委員の説明をお願いします。

7番、小菅辰彦委員の説明をお願いします。

○7番小菅辰彦委員 7番小菅です。

先日21日に浅見さんと中井さんと私で現地を確認しました。場所は野上駅から落合眼科医院に向かって約300mのちょうど手信号のある場所なんですけれども、周りは網みたいなので囲ってあるところで、時々中古車が置いてあるような場所です。今まで借地ということで、今回所有権移転でこれからも中古車を置くということで特に問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長 小菅辰彦委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。よって本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

つづきまして、農地法5条番号4、———氏所有の農地を———氏が駐車場へ転用するための許可申請について審議いたします
事務局に説明を求めます。

○事務局 はい。議案第2号 農地法第5条、番号4についてご説明いたします。

番号4、譲受人、住所、氏名、———、———さん。譲渡人、住所、氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字———、地目は畑、面積は24平方メートルの1筆です。転用の目的は進入路で追認となります。権利の内容は、所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、———区内、倉林医院の南側にある場所でございます。

次に、申請の事由ですが、現在、他の所有者の土地を借用し自宅への出入りしている状況

ですので、申請地及び————、————の一部4.40㎡を使用し自宅の出入口として使用するため申請するものということですとございます。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図と平面図もごらんください。土地造成は24平方メートルです。

次に資金計画ですが、————
————。現在お返ししています申請書に、————
————も添付されていますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、駅から500m以内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。次に、その他でございしますが、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道幹線4号線に隣接敷地で接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 はい。これも21日に事務局の浅見さんと農業委員の堀口委員と三人で現地確認にいきました。説明は事務局の浅見さんのとおりであります。以上です。

○議長 中井孝志委員の説明が終わりました。続いて、農業委員の説明をお願いします。

11番、堀口榮一委員の説明をお願いします。

○11番堀口榮一委員 11番堀口です。

21日の日に、浅見さんと中井推進委員と私で現地に行きました。場所は倉林委員の駐車場の南側にある場所で、現在は進入路らしきところで近隣の畑にも影響のないところで、面積も7坪くらいであります。何ら問題ないと思います。以上です。

○議長 堀口榮一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。よって本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

つづきまして、農地法5条番号5、————氏所有の農地を————
————氏が駐車場へ転用するための許可申請について審議いたします
事務局に説明を求めます。

○事務局 はい。議案第2号 農地法第5条、番号5についてご説明いたします。

番号5、譲受人、住所、氏名、————、————
————さん。譲渡人、住所、氏名、————、————
————さん。————さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、矢那瀬字————、————、————、————
一、地目はすべて畑、面積は304、383、505、892、合計2084平方メートルの4筆です。転用の
目的は商業施設です。権利の内容は、所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、————
区内、長瀬町消防団第二分団第三部詰所の南側にある場所でございます。

次に、申請の事由ですが、畑ではあるけれど休耕地であり————が運営する施
設建設の場として会社所在地に隣接した最適な土地であった為今回の申請に至ったというこ
とです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図と平面図もごらんください。土地造成は2,084平
方メートルです。建築物は、店舗1棟、建築面積は180平方メートル、排水処理方法は合併
処理浄化槽となります。

次に資金計画ですが、————
————。現在お返ししています申請書に、
————も添付され
ていますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区
域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、中山間地域
等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第
2種農地と判断されます。次に、その他でございますが、県立長瀬玉淀自然公園の第3種特

別地域の特定地域内にあり、町道矢那瀬9号線に接している農地でございます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます染野亘志委員の説明をお願いします。

○染野亘志委員 はい。20日の日に浅見さんと田端さんでここに行ったんですよね。他の畑には影響ないように思います。以上です。

○議長 染野亘志委員の説明が終わりました。続いて、農業委員の説明をお願いします。

10番、田端久子委員の説明をお願いします。

○10番田端久子委員 10番田端です。

20日に事務局の浅見さんと推進委員の染野さんと三人で11時頃現地確認に行きました。何も問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長 田端久子委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。よって本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

◎農用地利用集積計画2件について

○議長 議案第3号 農用地利用集積計画2件について、議題といたします。

番号1から番号2について、審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 はい。議案第3号 農用地利用集積計画について説明いたします。

番号1、借受人住所・氏名、_____、_____さん、貸付人住所・氏名、
_____、_____さん。

権利を設定する土地は、所在地、大字井戸字_____、地目はいずれも台帳、現況と

もに畑。面積は2,274の内2000平方メートルの1筆となります。利用権の種類は、賃借権の設定となります。下に案内図と公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、井戸中郷区内、井戸地区公園から西側の場所です。

次に、内容は、露地野菜となります。労働力は男1人、本人、女1人妻です。農業従事日数は300日。農用機械の所有状況は、ハンマーモア1台、トラクター1台、管理機3台、耕耘機2台となります。始期、存続期間については、令和2年3月1日から令和4年12月19日までの2年9ヶ月です。借賃は20,000円で支払い方法は現金支払となります。

以上で番号1の説明を終わります。

続きまして番号2についてご説明いたします。

番号2、借受人住所・氏名、長瀨町大字_____、
_____、貸付人住所・氏名、_____、_____さん。

権利を設定する土地は、所在地、大字井戸字_____、_____、_____、地目はいずれも台帳、現況ともに畑。面積は上から559、1636の内600、866の合計2,025平方メートルの3筆となります。利用権の種類は、賃借権の設定となります

下に案内図と公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、_____区内、井戸農村センターから南西に約250mにある場所です。

次に、内容は麦、野菜、トウガラシとなります。労働力は男1人、代表取締役です。農業従事日数は200日。今後の計画では3人程度雇用して耕作するそうです。農用機械の所有状況は、トラクター1台、草刈機1台、チェーンソー1台となります。始期、存続期間については、令和2年3月1日から令和4年3月31日までの2年1ヶ月です。借賃は収穫量により変動し、支払い方法は現金支払となります。

以上で番号2の説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより番号1に対する質疑と採決を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

番号1は申し出のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、番号1は申し出のとおり決定いたします。

つづきまして番号2に対する質疑と採決を行います。質疑はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 借賃が収穫量によって変動とあるが一定の取り決めがあるのでしょうか。

○事務局 申し訳ありませんが今手元に資料がありませんので改めてお調べしてご回答します。

○齊藤委員 ああ、ちょっと金額固定じゃないので気になっただけなのでそこまではいいですよ。

○議長 ほかに質疑はございますか。質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

番号2は申し出のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、番号2は申し出のとおり決定いたします。

以上で議案の審議は終了いたしました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、3月の委員会日程でございますが、3月の委員会は、25日水曜日、午後1時30分からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですね。では、25日、水曜日、午後1時30分から行いたいと思います。

事務局から何かございますか。

○事務局 はい。先月の農地転用許可の状況ですが、農地法第4条の1件と第5条の5件は、令和2年2月18日付けで許可となりました。また、その中で農地法5条の1件につきましては町農業委員会を経て県秩父農林振興センター進達した後に、申請者の意向により転用の目的が「建築条件付分譲用地」から「建売住宅」に変更となりました。転用目的の変更による農地への影響や資金計画について変更前と同等もしくはそれ以下であったので、事務局と会長で協議した結果再度議案としてあげないで申請をそのまま受け付ける運びとなりました。あわせて報告致します。

以上です。

○議長 以上で本日の議題は終了しました。これで、議長の席を解かせていただきます。誠に

ご協力ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局長 これをもちまして、農業委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後2時12分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和2年2月25日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 野 村 五 郎

署名委員 櫻 井 汪